

第 75 号

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年熊本県条例第64号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第6号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関以外の者を經由して行われる申請等における当該県の機関以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける県の機関に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条第7号中「処分その他の」を「処分その他」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関以外の者を經由して行う処分通知等における当該県の機関以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対

して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条第9号中「又は保存する」を「、又は保存する」に改める。

第8条を第11条とする。

第7条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「当該県の機関が」を削り、「使用して行わせ又は行うことができる」を「使用する方法により行うことができる当該県の機関に係る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第10条とする。

第6条第1項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、県の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第5条第1項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第7条とする。

第4条第1項中「県の機関は、」を削り、「より書面等により行うこととしているもの」を「において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの」に、「電子情

報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる」を「規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、県の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第6条とする。

第3条第1項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「より、」の次に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該

署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

第3条に次の1項を加える。

- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（県の責務）

第3条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第2条に規定する基本原則にのっとり、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る県の機関の情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策その他の情報通信技術を活用した行政の推進に資する施策を講ずるものとする。

（市町村との連携等）

第4条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、情報通信技術を活用した行政の推進に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が情報通信技術を活用した行政の推進に資する施策を実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請等（新条例第2条第6号に規定する申請等をいう。）又は処分通知

等（新条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等（改正前の熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第6号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第7条又は第8条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（熊本県種雄畜条例及び熊本県収入証紙条例の一部改正）

- 4 次に掲げる条例の規定中「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改める。

（1） 熊本県種雄畜条例（昭和28年熊本県条例第44号）第3条第3項

（2） 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第2条第1号

（提案理由）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。